

# 長崎県無電柱化推進計画（案）

令和4年〇月

長崎県

## はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけではなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々の危険がある。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成 28 年に成立、施行された。

無電柱化法第 8 条においては、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県無電柱推進計画の策定を都道府県の努力義務として規定している。

このため、長崎県では平成 31 年 3 月に、無電柱化法に基づく長崎県無電柱化推進計画の策定を行い、無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定め、事業の推進に取り組んでいる。

今回、国により無電柱化推進計画が令和 3 年 5 月に新たに策定されたことから、これを基本として、長崎県における無電柱化を一層推進するべく、長崎県無電柱化推進計画を改定する。

## 1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

### 1) 長崎県における無電柱化の現状

長崎県内の無電柱化は、関係者の協力の下、電線共同溝の整備や要請者負担方式による地中化が進められており、令和2年度末時点において、道路延長で約60km（整備延長 約120km）の無電柱化に着手しており、約44km（整備延長 約88km）で無電柱化が完了している。

一方、長崎県内には一般国道34号を始めとする緊急輸送道路が約1627kmあるものの、そのうち無電柱化された道路の延長は約23km（約1%）に留まっている。また、近年全国各地で発生している台風や地震等により倒壊した電柱が緊急車両の不通や停電等の二次被害を引き起こしていることや、新幹線西九州ルートや世界文化遺産登録及び現在整備が進められている長崎スタジアムシティプロジェクトを契機としたまちづくりや観光振興を図る上でバリアフリー化や景観の向上が必要なことから無電柱化を求める声が高まっている。

### 2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

これまでの無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に進めてきているが、今後は、防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路において強力的に推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。（無電柱化法第2条）」の理念の下、県民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により長崎県の魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進することとする。

### 3) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。そのため、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として、取り組みを進める。

なお、国道等のうち長崎県が管理しない道路については、当該道路管理者に協力を要請する。

### ① 防災

緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等、災害の被害拡大防止を図るために必要な道路について、無電柱化を推進する。

特に市街地内のこれらの道路においては、災害時に電柱が倒壊した場合に、緊急車両等の通行に重大な支障をきたすことから、市街地等の緊急輸送道路の無電柱化を重点的に推進し、電柱倒壊リスクの解消を目指す。

### ② 安全・円滑な交通確保

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に基づく特定道路等、安全かつ円滑な交通の確保を図るために必要な道路について、無電柱化を推進する。

### ③ 景観形成・観光振興

世界遺産や歴史的・文化的風土を形成する地域などにおいて、良好な景観形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進する。

### ④ 道路事業等に合わせた無電柱化

上記の他、道路事業や面整備事業の道路事業（道路の維持に関するものを除く。）や市街地開発事業その他これらに類する事業（以下、「道路事業等」という。）が実施される際に、電線管理者による無電柱化を推進する。

また、大規模な開発事業が実施される際には、開発者の理解と協力を得て、開発区域内の無電柱化を要請する。

## 2. 無電柱化推進計画の期間

国の無電柱化推進計画の期間に合わせ、令和 7 年度（2025 年度）までとする。

## 3. 無電柱化の推進に関する目標

令和 7 年度（2025 年度）までに、整備延長で約 16 km の無電柱化に着手す

る。

また、国の無電柱化推進計画に合わせ、以下の指標の達成を目標とする。

- ・電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化着手率  
15%（R2年度末）→17%（R7年度末）
- ・特定道路における無電柱化着手率  
57%（R2年度末）→59%（R7年度末）

#### 4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

##### 1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

##### ① 電線共同溝方式<sup>※1</sup>

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進める。電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式等、現場に応じた最適な手法によりコスト縮減を図る。

##### ② 単独地中化方式<sup>※2</sup>

無電柱化の必要性の高い道路のうち、電線共同溝の整備を行わない道路については、電線管理者に単独地中化方式による無電柱化を要請する。単独地中化の実施に際しては、地域住民等の合意形成等、無電柱化の円滑な実現のため、積極的に協力する。

##### ③ 軒下配線方式<sup>※3</sup>・裏配線方式<sup>※4</sup>

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストに無電柱化を実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。

##### ④ 道路事業等に合わせた無電柱化

無電柱化法第 12 条に基づき、道路事業等が実施される際に、電線管理者に無電柱化を実施するよう要請する。県においては、無電柱化を実施しやすいよう施工時期等の調整が適切に実施されるよう協力する。

上記の事業手法の他、必要な場合は自治体管路方式<sup>※5</sup>による整備を行うとともに、要請者が負担する要請者負担方式<sup>※6</sup>による無電柱化が実施される場合は、円滑に進むよう支援する。

また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

さらに、民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、財政負担の平準化にも資する PFI 手法の採用を進める。

※1 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者（二者以上）が電線、地上機器を整備する方式。

※2 電線管理者が整備する方式。

※3 建物の軒等を活用して電線類の配線を行う方式。

※4 表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等を移設する方式。

※5 管路整備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する方式。

※6 要請者が整備する方式。

## 2) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

### ① 占用制限制度の適切な運用

国が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置について、県の緊急輸送道路においても実施する。また、国において検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について、国の動向を踏まえ検討する。

### ② 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を実施する。

### 3) 関係者間の連携の強化

#### ① 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者等からなる長崎県無電柱化協議会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

#### ② 工事・設備の連携

県の管理する道路において、道路事業等やガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行う。

#### ③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

#### ④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

## 5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

### 1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に県民の協力が得られるよう、「無電柱化の日」を活かした無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

また、無電柱化の実施状況、効果等について、土木部広報誌等を活用して周知し、理解を広げる。

## 2) 無電柱化情報の共有

国及び市町と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、県の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。